百々裏話（88）

おもて　あきら

◎謡初雑考（その一）

正月三日は江戸幕府の謡初（うたいぞめ）の式日であった。年頭を飾るこの大儀の式次第等については、『能楽随想』（観世左近著）の「御謡初之次第」が観世宗家所蔵の『正月三日御給仕書』を翻印していて詳細であるが、『能楽盛衰記』（池内信嘉著）上巻の左の記事が簡にして要を得ている。

……当日酉の刻（午後六時）に将軍が江戸本城の大広間に臨み、紀伊、尾張、水戸の三家と対顔、諸大名列座し、祝盃の献酬が始まる。此の間老中が出座して、謡ふべき旨を観世大夫に伝へる。観世大夫は平伏のまま一人で高砂の一節四海波の小謡を謡ふ。終ると、老松・東北・高砂といふ順序で囃子の演奏に移る。毎年老松は観世大夫、高砂は喜多流の家元、東北は金春、宝生、金剛各大夫が輪番で勤める。高砂が終ると、御奏者番が白綸子（紅裏）の時服を大夫三人に授ける。大夫三人は各これを着服の素袍の上に壺折に着け、三人共に弓矢立合を舞ふ。これで式が了ると、将軍は其の着てゐる肩衣を脱し、老中を経て観世大夫に下賜する。尋いで将軍の世嫡、三家、諸大名等も亦将軍に倣ふ。畢って老中が祝儀を述べ、将軍は奥に入り、一同退出する。

能役者の仕事を中心にした記述であるため、十一献に及ぶ祝宴が主体であった事が忘れられる惧れが感じられるものの、謡初は大略右の如き行事であった。『能楽随想』によって若干補えば、三献に至って老中の「謡いませい」の声がかかって四海波が謡い出され、三献から十献までに三番の居囃子を終え、十一献の間に弓矢之立合が舞われるである。

冒頭の四海波の小謡が観世大夫の独吟であり、続く老松の囃子も観世座の担当であるから、謡初に於ける観世大夫の役割は甚だ大きい。最後に将軍や諸大名の肩衣を拝領するのも観世大夫一人であった。『能楽随想』の「よくぞ能の家に」の項に、

この時にうける肩衣の数は夥しい物で、多いときは長持に五つ六つから、少くても三つを下らなかったさうである。それらは皆翌日各々の大名から使が来て、纏頭と引かへて持ち帰ったもので、その金子だけで観世家の大世帯を一ケ年は、苦労なしに支へて行けたといふから豪気な話である。（同書一二二頁）

とある。一年の生計を支え得たというのは大げさ過ぎるものの、肩衣と引替えるハナの金子だけでもかなりの金額に上ったものと推測され、江戸幕府に於ける観世座の特権が謡初の役割に象徴されていたと言えそうである。

観世についで、毎年高砂の囃子を担当する喜多流が優遇されていたと言えよう。金春・宝生・金剛の三座が三年に一度東北の囃子を担当するだけであったのは、四座一流と称されるのにそぐわぬ冷遇の感が強いが、これは、江戸幕府の謡初の制度が定まった頃の喜多流と三座の勢力関係の反映であるらしい。

ところで、江戸幕府の謡初は、かつては正月二日であった。承応元年（一六五二）十二月二日に四代将軍家綱の生母宝樹院が歿したため、翌承応二年の謡初は忌が明けた正月廿五日に延引され、翌承応三年からは宝樹院の忌日を避けて正月三日に定められたのである。この式日変更の事は比較的よく知られているが、二日に行われていた頃の謡初の形式が必ずしも後代のそれと同じでなかった事は、ほとんど知られていないようである。

この点について私が疑問を抱いたのは、『徳川実紀』の寛永元年正月二日の条に

今夜謡曲初、西城にして行はる。……囃子七番、申楽大夫に御肩衣給ひ、各肩衣を纏頭して退く。

とあるのを見出してからである。三代将軍家光の時で、西城で行われたのは大御所秀忠が本城に在った事に由る。最初は半信半疑で、同じ『徳川実紀』の秀忠の頃の記事（台徳院御実紀附録第三）に

……三献の時、観世左近四海波しづかにてとうたひ出せば、つぎつぎ巡流れ、老松・東北・高砂・弓箭立合にて御銚子納むる時、御肩衣を脱し、左近に纏頭し給ひ、陪従の徒いづれも肩衣脱で……

と、後代の謡初と同じ形が記載されてもいるので（元和二年の謡初の記事もほぼ同じ）、むしろ疑う気持の方が強かった。然るに、観世宗家所蔵の『御城御能幷ニ諸家能囃子之扣』と題する能番組（横本二冊。慶長――正保。江戸中期の編らしい）の中に、

寛永九年申正月二日御謡初　御城

老　松		（囃子方四名・略）
東　北		（囃子方三名・略）
野々宮		（囃子方三名・略）
竜　田		（囃子方四名・略）
呉　服		（囃子方四名・略）
弓矢立合	三十郎舞	（囃子方二名・略）
養　老	七太夫舞	（囃子方三名・略）

とあるのを見出した。弓矢立合を含めて七番であり、『徳川実紀』寛永元年の記事が謡初を「囃子七番」と言うのと合致する。「三十郎舞」「七太夫舞」が前行との中間に、注されているのを、他例から推して右の如く読んだが、立合を一人で舞うのはおかしいので、三十郎（観世大夫重成）と七太夫（喜多長能）とが相舞で弓矢立合を舞ったのを誤記しているのかとも疑える。老松から呉服までの五番の担当者を記していないが、これは三十郎と七太夫の両名が交代で謡ったらしく、それを思わせるのが同書にもう一つ記載されている左の謡初の番組である。

正保四亥正月二日　御城御謡初

老　松	左　近	彦三郎 庄右衛門	権八 又三郎
東　北	七太夫	九郎兵衛 五郎次郎	長　蔵
野　宮	左　近	源右衛門 小左衛門	市右衛門
竜　田	七太夫	庄九郎 長右衛門	彦九郎 長蔵
高　砂	左　近	六右衛門 清二郎	権八 三四郎
弓矢立合	同　舞	彦三郎 庄右衛門	笛なし
金　札	七太夫舞	彦三郎 庄右衛門	彦九郎

これもまた都合七番で、最初からの五番は居囃子、弓矢立合は相舞、最後の金札は舞囃子であったと解される。七番を観世大夫と喜多七大夫の両名で担当しており、他座の大夫は出勤していない。寛永九年の分に同様に理解すべきであろう。両番組の曲目を較べると、老松・東北・野宮・竜田、及び弓矢立合は順位も同じであり、五番目と七番目が呉服・養老から高砂、金札に変っている。変化のない五番は恒例の曲であり、五番目と七番目には脇能を適宜に選んだものであったろうか。特に七番目は、舞囃子にする点からも、通常の能組の祝言能的意味合いをになっていたらしく思われる。祝言の曲とは言い難い野宮を含む点は、まだ酒宴の余興的色彩を残しているものと言えようか。冒頭に四海波の小謡があったか否かはこの番組からは明らかでない。肩衣を頂戴するのが観世大夫のみであったかどうかも同様である。

以上のように、寛永（一六二四～）・正保（一六四九）の頃、将軍家光の時代の謡初は、弓矢立合を含む囃子七番を観世と喜多の両大夫が勤めるという、後代のそれとは甚しく異なる形態であった。それがいつ頃からの形でいつ変ったかについては、次回に考察してみたい。

（46・12・24）

